

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

今年は、広島、長崎の被爆 70 周年であり、2015 年 NPT 再検討会議も 4 月に開催される。日本政府は、「唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現」のために役割を果たすと繰り返し述べてきた。「生きているうちに核兵器の廃絶を」との被爆者の声、核兵器廃絶を求める国民の願いに応えるために、その誓約にふさわしい行動をとることが強く求められている。

日本政府は 2010 年の NPT 再検討会議の最終文書に合意している。NPT の加盟国として、この合意の具体化と実践に責任がある。最終文書は、「核兵器のない世界」を実現することに合意し、そのために「必要な枠組みを創設する特別な努力をおこなう」ことを確認し、核兵器禁止条約の交渉開始を含む国連事務総長の五項目提案に留意した。焦点は、核兵器禁止条約の交渉開始にある。

昨年 69 回国連総会では、ハイレベル会合の後追い決議に 139 ヶ国が賛成し採択された。いまや世界の大勢は明瞭である。しかし、一部の核保有国は、こうした動きに「遺憾」を表明するなど抵抗している。いま日本政府に求められているのは、この現状を打開するための決断と行動にある。

日本政府は、核兵器禁止条約の交渉開始を求める、後追い決議やマレーシア決議に棄権している。こうした態度は、国内外の失望をかけており、被爆国としての信頼と外交的影響力を損ねているのは明らかである。被爆国日本が、核保有国の言い分を静観するのではなく、変化を積極的に迫る立場に立つべきである。

核兵器禁止条約が国際政治の焦点となっているにもかかわらず、一部の核保有国は「核抑止力」論に固執し、核兵器禁止条約の議論に反対している。「核抑止力」論は、現実には、軍事的な対立と核軍備拡大の悪循環、核兵器の拡散を招いてきた。同時に、日本政府も認めたように核兵器は絶対に使用されてはならない残虐兵器である。

昨年 10 月、「核兵器がいかなる状況の下でも決してふたたび使われないことが人類生存の利益」とした 155 ヶ国の共同声明に日本政府は名を連ねた。「共同声明」が、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は「その全面廃絶である」と訴えたことの意味は非常に大きいものがある。以上、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を強く求め、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

一、4 月開催の NPT 再検討会議を核兵器全面禁止・廃絶の転機とするために全力をつくすこと。とりわけ、核兵器禁止条約の交渉再開についての合意形成をめざし、第 70 回国連総会でそのことを求める決議に賛成すること。2015 年 NPT 再検討会議で「核兵器禁止条約の交渉開始」を明記した文書をめざすこと。

一、米国の核兵器による「拡大抑止」、いわゆる「核の傘」に依存した安全保障政策から脱却すること。核兵器全面禁止条約の交渉開始を求める後追い決議やマレーシア決議に、ASEAN 全加盟国をはじめ、中国、北朝鮮、インド、パキスタンが賛成していることをふまえ、アジアにおいて核兵器全面禁止の新たな対話と協力を開くイニシアチブを発揮すること。

平成27年 3 月24日

静岡県焼津市議会

内閣総理大臣 }
総務大臣 } 様
外務大臣 }